

## 信楽高原鐵道株式会社 広告掲載要綱

平成27年10月 1日

### (趣旨)

第1条 この告示は、信楽高原鐵道株式会社（以下「SKR」という。）の新たな財源を確保し、もって鉄道輸送サービスの向上を図るために、社有資産を民間事業者等の広告を掲載する媒体として活用すること（以下「広告事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社有資産 SKRが管理または保有する財産、物品、印刷物等をいう。
- (2) 広告主 広告を掲載し、又は掲出する者（広告代理店を営む者、広告看板等の製作者又はこれらに類する者を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 広告媒体 次に掲げる社有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア SKRの発行する印刷物

イ SKRのホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる社有資産

- (4) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

### (広告掲載の対象範囲等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの

- (6) 社会問題の主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容又は事実の異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、社有資産の性質等に照らして広告を掲載することが適当でないとS K Rが認めるもの

2 広告掲載に係る業種、事業者、前項各号に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は別に定める。

(広告媒体の種類等)

第4条 広告媒体の種類、広告の募集方法、選定方法、規格、掲載位置及び掲載料等は、広告媒体ごとに、S K Rが取扱要領及び募集要項により定める。

(広告主の責任等)

第5条 広告の内容等に関する消費者等からの苦情への対応等一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿(これに類するものを含む。)の作成に関する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の付記事項)

第6条 広告掲載にあたっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属その他必要な事項を注記するものとする。

(広告掲載料の返還)

第7条 S K Rは広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったとき

は、掲載料の全部又は一部を広告主に返還するものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 S K Rは次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第3条第2項に定める掲載基準に抵触するとき。
- (3) 広告主が第4条の掲載料を指定する期日までに納付しないとき。
- (4) 広告主が取消しを申請したとき。
- (5) S K Rの業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はS K Rが別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。